

3 検討課題

認知症予防事業の目的を達成するため、平成 17 年 4 月から下記の項目について検討した。

練馬型認知症予防事業（東京都老人総合研究所地域型認知症予防プログラムの導入等）
認知症予防事業地域調査
練馬区の認知症相談体制
認知症予防の啓発

検討の進め方

庁内関連部署が連携を図り総合的に検討する目的で、4 部 12 課の職員をメンバーとする検討委員会を設置した。なお、現場の実態を踏まえて具体的に検討するため、検討委員会の下に、庁内職員で構成する作業委員会と、区民（区民有識者 3 名と公募区民 6 名）で構成する「認知症予防地域懇談会」を設けて検討を進めた。

検討のまとめ

1 練馬区における認知症予防事業

（1）現状と課題

現状では、認知症予防教室などの講座が実施されているが、本人の意識啓発にとどまった内容となっている。また、認知症になるリスクの高い高齢者について、早期からの効果的な対応や、認知症予防を目的とした具体的な活動が不十分である。

軽度認知障害をもつ高齢者は、地域高齢者の約 2 割から 3 割を占めるといわれており、「認知症予防」の対象者と考えられる人数は多い。区民が「認知症予防」の方法を学んで、自立的な活動として取り組むことが求められている。

そのためには、地域で認知症予防を推進する役割を担う人材を、区民の中から育成していくことが必要である。

（2）検討の方向性

平成 17 年度は、検討委員会で認知症予防事業について検討するとともに、「認知症予防事業地域調査」を実施し、練馬区の実情に合わせ具体的な実施計画に反映させる。

平成 18 年度以降は、平成 17 年度の調査を踏まえ、東京都老人総合研究所方式を参考にして、「地域型認知症予防プログラム」（資料 2 参照）の展開をめざす。また、区内の高齢者団体や自主グループが認知症予防の視点を取り入れて活動できるよう支援する。

これらの展開にあたっては、区民が推進員の役割を担うなど協力を得ながら、認知症予防に向けた地域づくりをめざす。具体的な活動方法、あり方などについては、在宅介護支援センターなどと協議の上、推進員制度として位置づけられるよう検討する（資料 3 参照）。

なお、認知症予防事業のスケジュールについては資料 4 の通りである。

2 認知症予防事業地域調査（資料 5 参照）

（1）現状と課題

認知症予防の対象には、健常な高齢者も含まれるが、認知症予備群の人たちが認知症になっていかないことが、最も効果的な認知症予防になる、といわれている。しかし、加齢に伴う認知症予備群の把握や認知症発症のリスクに関わる日常生活習慣の実態把握がなされていない。

また、高齢者が取り組みやすい活動などの把握が必要である。

（2）検討の方向性

平成 17 年度は、練馬区の実情に合わせた効果的な「認知症予防事業」を展開するため、その基礎となる認知症予防に関連する高齢者の生活実態を把握する区全体調査を郵送法で実施する（2 千件）。

さらに、モデル地区（練馬総合福祉事務所管轄内）においては、認知症予防に向けた地域づくりの基礎を形成することを目的とし、認知症予防推進員の中から調査員としての研修を受けた者が、聞き取り法で実施する（1 千件）。

また、地域の活動団体実態調査や地域資源調査などを実施する。

これらの調査を通じて認知症予防に関する啓発を図る。

3 認知症相談体制の確立

（1）現状と課題

認知症は早期に発見し適切な対応がなされることにより、進行を遅らせ、問題行動の軽減を図るなど、重度化予防に役立つといわれている。

今後、認知症予防事業を実施するにあたり、潜在していた認知症の相談が多数寄せられることが予想される。それらに適切に対応するため、早急に認知症相談体制の整備を進めていくことが求められており、今回検討課題として取り上げた。

現行の認知症を含む介護の相談や精神保健相談体制は、総合福祉事務所、保健相談所、在宅介護支援センターの相談体制で実施している。平成 16 年度の練馬区痴ほうケアシステム検討委員会報告書では、相談体制の課題として、「痴ほう相談について区の保健福祉相談窓口での連携が不十分である」等、5 項目が示されている（資料 6 参照）。

これに基づき、実施初年度である平成 17 年度は、区民がどの相談窓口を訪ねても必要な情報が得られ、福祉・医療・保健サービスにつながる相談体制の整備を進めるため、関係機関が共通に利用できるパンフレットの作成および区報特集等の実施を予定している。

今年度開催された認知症予防地域懇談会では、「認知症 110 番」の提案など、分かりやすい相談体制および専門性を深めた方法や内容を伴う相談体制の確立を望む意見が寄せられた。課題として区民に分かりやすい相談窓口の設置および相談の質の向上が残されている。

（２）検討の方向性

平成 18 年度に創設される地域包括支援センターとの役割分担が確立するまでの間、現行の相談体制で一層の質の向上をめざし、つぎの施策を展開していく必要がある。

相談職員の研修、認知症に関する相談マニュアルおよび相談記録用紙の作成など各関係機関協働による取り組み

保健相談所事業の精神科医による「精神保健相談」について、認知症の早期発見、早期対応を充実させるため、平成 18 年度に「高齢者の精神保健相談」と明確に打ち出して実施するための準備

認知症に詳しいかかりつけ医や、認知症専門医の充実を図るため、医師会との定期的な協議の実施

平成 18 年度以降は、資料 7 のとおり地域包括支援センターが認知症相談の中心的役割を担い、区民からみて分かりやすい相談体制の確立を図ることが望ましい。また、専門性を備えた相談体制に向けて、関係部署間で連携を図っていく必要がある。

4 認知症予防の啓発

（１）現状と課題

現状では、認知症(予防)の啓発については、保健相談所(認知症予防教室)、高齢者課(家族介護者教室)、在宅介護支援センターなど様々な機関で行われている。しかし、認知症予防の対象者は多く、効果的な認知症予防の方法が十分に区民に周知されていない。

また、今後、関係部署における啓発内容の調整が必要である。

(2) 検討の方向性

平成 17 年度は、区民向けパンフレットを 1 万部作成し配布する。また、区報に特集号を掲載し、一般区民対象の講演会や関係者向け研修会などを行う。

高齢者が身近なところで情報を得られるよう、町会や自治会の協力のもと、町会回覧板や掲示板を活用する。

さらに、認知症予防推進員により情報の届きづらい人にも情報を届けるシステムを検討する。

また、現在各部署で実施している啓発については、より効率的に展開するため、事業の重複がないよう関係部署で調整を図る。